

■物産展開催支援補助金の申請に係る Q&A

【本物産展の趣旨・主体】

Q 1 「新しい生活様式に対応した物産展」(交付要綱第1条)とは、どのようなものですか？

A 1 マスク等の着用による飛沫防止、手指消毒薬の常備・使用、ソーシャルディスタンスの確保、いわゆる「3密」(密集・密接・密閉)の回避など、新型コロナウイルス感染防止対策を実践した物産展となります。県産品事業者(出店者)や会場スタッフの対応はもちろん、来場者への呼びかけ・協力依頼も実施してください。

Q 2 「交付要綱」や「事業実施要領」を見ると、補助金を申請する(受ける)ことができる事業者は、物産展を開催する補助事業者となっていますが、県産品事業者(出店者)は補助金を受領できないのですか？

A 2 県産品事業者(出店者)に対する補助金ではありません。この補助金は、物産展を開催する補助事業者に対するものになります。ただ、物産展の開催者と県産品事業者(出店者)の両者の経費が軽減できるよう、当該補助金を有効に利用していただくことも本事業の趣旨です。

Q 3 「物産展を開催する補助事業者」(交付要綱第1条)が複数の法人となる場合(共同開催など)でも、補助金を申請できますか？

A 3 申請は1法人になります。共同開催の場合は、代表となる1法人が申請をしてください。

Q 4 県内の生産者(農家)グループ5者が、当地の特産物である甘藷を持ち寄り、物産展で一体的に販売する場合、「県産品事業者」(出店者)の数はいくつになりますか？

A 4 5者とカウントします。

【申請の条件等】

Q 5 物産展の条件はありますか？

A 5 交付要綱第2条(対象事業)を満たす物産展になります。

Q 6 申請者の条件はありますか？

A 6 交付要綱第3条(補助事業者)を満たす者になります。

Q 7 物産展に対する補助申請は、「1事業者5回までの申請可」とありますが、2回目開催以降の具体的な実施条件・申請条件などはありますか？(例；出店者の異同など)

A 7 同一「物産展を開催する補助事業者」による物産展の開催であれば、要綱第2条の条件を満たしていれば問題ありません。開催地や開催場所の変更・出店者や開催規模の拡大など、都度、趣向に富んだ開催は効果的かもしれません。

Q 8 補助金の申請額は、例えば300千円、500千円など、比較的小規模の申請も可能ですか？

A 8 可能です。「補助限度額」(1回の物産展開催につき、上限1,000千円)を超えなければ

ば、開催回数が最多で5回かつ最大で5,000千円（1,000千円×5回）まで、申請できます。

Q 9 「国や地方公共団体が設置する物産関連施設を管理運営する者が当該施設で行うもの」（交付要綱第2条）とは、どういう意味ですか？

A 9 例えば、国や地方公共団体が設置した道の駅を管理運営する者が道の駅で行う物産展は、対象外となります。ただし、この例の場合、道の駅を管理運営する者が別の場所で行う物産展は対象となります。

【「県産品事業者」関連】

Q 10 取り扱う県産品がそれぞれ異なる親会社（本社）と関連会社が、「県産品事業者」（交付要綱第2条）として物産展に参加しますが、「県産品事業者」としてのカウント数はいくつになりますか？

A 11 親会社・関連会社の関係を問わず、参加した会社数（実数）が「県産品事業者」の数となります。例えば、親会社（1社）・子会社（1社）・関連会社（1社）の計3社が参加した場合、「県産品事業者」も3社（者）となります。

Q 12 「県産品事業者」である当社が物産展を開催し、かつ、自らも物産展に出店する場合、当社が「物産展を開催する補助事業者」として認められ、申請できますか？

例：地域内の「県産品事業者」が複数集まり、物産展を共同開催する場合で、当該事業者のうちの1社が（「物産展を開催する補助事業者」として）申請するケースなど。

A 12 「県産品事業者」（物産展の出店者）が「物産展を開催する補助事業者」を兼ねることに問題はなく、申請可能です。

Q 13 交付要綱第2条（2）の「15者以上の参加」または「50者以上の県産品事業者の県産品」は、物産展開催中、常時求められる数ですか、それとも、延べ（累計）の数を指すのですか？

A 13 上記の2つの要件（15者以上の参加・50者以上の県産品）は、延べ（累計）の数となります。物産展開催期間中に、延べ（累計）「15者以上の参加」、または、延べ（累計）「50者以上の県産品事業者の県産品」を満たす必要があります。

Q 14 物産展について、例えば「12者による対面販売」、「45者の県産品を取り扱う」場合は申請対象となるのですか？

A 14 交付要綱第2条（2）のいずれかの規模・形態を有する必要がありますので、対象にはなりません。ただ、（2）のいずれかを満たしていればよいので、例えば「12者による対面販売」であっても、「50者の県産品を取り扱う」のであれば申請対象となります。

Q 15 補助金交付の申請後、「県産品事業者」の数が要件（交付要綱第2条（2）「15者以上」または「50者以上」）を満たさなくなった場合、どうすればよいですか？

A 15 交付要綱第10条（4）に該当するため、様式第8号「新しい生活様式に対応した物産展開催支援補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書」を提出してください。あわせてオールみやざき営業課 物産振興担当へご一報ください（電話 0985-26-7591）。

【「対象経費」について】

Q16 実施要領3「対象経費」の「一申請事業ごとに区分して、経費を管理すること」とはどのような意味ですか？

A16 1 補助事業者が5回まで事業（物産展）の申請が可能です。ただし、申請したすべての事業（物産展）の経費を合計するのではなく、個々の事業（物産展）ごとに経費を取りまとめるという意味になります。各事業間（物産展）をまたいだ流用はできません。

Q17 「対象経費」の「旅費」は、「県産品事業者」と「物産展を開催する補助事業者」の両方に適用できますか？

A17 「旅費」は、「物産展を開催する補助事業者」（物産展の開催企業）対象で、「特別旅費」は「県産品事業者」（物産展の出店者）が対象になります。詳しくは、別紙1「補助金の対象経費について」を参考にしてください。

Q18 物産展の打ち合わせ・会議等のために支出する費用は、「対象経費」に該当しますか？

A18 茶菓子、弁当、会食等の費用は対象外となります。詳しくは、別紙1「補助金の対象経費について」を参考にしてください。

Q19 当社（物産展の主催企業）が販売する商品の仕入代金は、本補助金から支出する経費に該当しますか？

A19 「補助金の対象経費」（別紙1）の各項目・各費目が対象となるため、「仕入」は該当しません。

【「事業計画（実績）書」、「収支予算（決算）書」について】

Q20 「事業計画（実績）書」（要綱様式第1号）の「実施体制」には、どのような記載が必要ですか？

A20 物産展の実施にあたり、十分な体制が確保されているかを確認するため、物産展の規模（例；入場者の見込み数）、開催期間におけるスタッフ人数・繁忙時の増員数、開催会場のおおよその面積、レジ台数などを記入してください。

Q21 「事業計画（実績）書」（要綱様式第1号）及び「収支予算（決算）書」（要綱様式第2号）における金額は、“消費税抜き”の金額を記入するのですか？

A21 その通りです。物産展の開催事業者が消費税等（消費税及び地方消費税）の「課税事業者」である場合、当該補助金に係る「仕入れに係る消費税等相当額」（仕入れ控除税額）を減額して、つまり、“消費税抜き”の金額にて申請・決算しなければなりません（要綱第5条）。

- ・減額しないで交付を申請し、物産展の実績報告を行う際に仕入れ控除税額が明らかになった場合には、交付決定額からこれを減額して報告していただきます。また、実績報告後、消費税等の申告により仕入れ控除税額が確定した場合には、「仕入に係る消費税等相当額報告書」（様式第10号）により、その全額または一部を返還する義務が生じます。（要綱第12条の2，3）

Q22 事業計画の変更について、「事業変更交付申請書」（要綱様式第7号）の提出が必要なケースは、何ですか？（要綱第10条「変更交付申請書等」関連）。

A22 補助金の「交付決定通知」があった補助事業について、事業実施（物産展の開催）前に、下記（1）（2）（3）（4）（5）が生じた場合、「事業変更交付申請書」を提出してください。

（変更事項が生じた場合、オールみやざき営業課までご一報・ご相談ください。）

（1）「事業計画（実績）書」の各項目（注1）において、変更・修正が生じた場合

（2）「収支予算（決算）書」の各項目（注2）において、変更・修正が生じた場合

（3）「軽微な変更の範囲」（要綱第9条）を超えるもの

（4）「当該物産展における取扱商品計画（実績表）」（様式第6号）に変更・修正が生じた場合。ただし、「交付要綱」第2条にて、「対象事業」の「県産品事業者」等に関する要件が規定されていますので、ご留意ください。

（5）オールみやざき営業課が、「事業変更交付申請書」の提出が必要と判断した場合

（注1）「1. 事業の目的（成果）」から「6. 物産展の成果（来場者数、売上等）まで

（注2）「1. 収入の部」及び「2. 支出の部」

【取扱商品について】

Q23 「当該物産展における取扱商品計画（実績）表」（要綱様式第6号）における、「商品情報」の記載方法について教えてください。

A23 ・まず、「商品情報」に記載する「県産品を製造・加工する事業者」（県産品事業者）は県産品の“製造元”（メーカー名）であり、製造を「県産品事業者」に委託する“販売元”や仕入事業者ではありません。

・「JANコード」の無い商品、または、みやざき物産館・新宿みやざき館での取扱の無い商品は、「県産品と証明できる資料」を添付してください。

・なお、当該「県産品と証明できる資料」の例として、①原材料等の産地名が視認できる商品ラベルの写真、②出荷証明書、③産地証明書、④品質規格証明書、⑤納品書、⑥「県産品事業者」が物産展の開催事業者（補助事業者）に提出する製造・加工証明書等のいずれかが、挙げられます。

【事業実績（結果）に関して】

Q24 「領収書等」と「収支の状況を明確にした書類」に関して、

・事業完了後、「補助事業実績報告書」（規則様式第3号）を提出する際、「補助金交付申請手続について」（別紙2）には「領収書等を必ず添付してください」と記載されていますが、添付する「領収書等」はコピーで構いませんか？

A24（1） コピーで構いません。

・要綱第7条（2）では、「収支の状況を明確にした書類」を「5年間保管すること」とありますが、提出すべき上記の「領収書等」が「収支の状況を明確にした書類」に該当すれば、どうすればよいですか？

A24（2）

① 「収支の状況を明確にした書類」には、「領収書等」、つまり、領収書のほかに、

物産展の「補助対象経費」の内容に合致する見積書・発注書（注文書・契約書）・納品書・請求書・振込依頼書・送金依頼書などがあります。

- ② また、ネットバンキングの振込完了画面や取引明細照会画面を印刷したもの（いずれも、補助事業者の口座に限る）、ネットバンキングで経費の支払いを行ったことが容易に判明する書類等で、「補助事業実績報告書」と同じく、社名・代表者名・印の記載・押捺があるものです。なお、当該補助事業と関係の無い箇所は、塗りつぶして提出することも可能です。

上記①②の原本を5年間保管し、「補助事業実績報告書」には、これらの「領収書等」のコピーを適宜添付してください。

Q25 「補助事業実績報告書」（規則様式第3号）に添付する「事業の内容を明らかにする資料、写真等」とは、どのようなものですか？

A25 特に規定していませんが、資料の例としては、物産展のポスター・パンフレット・チラシ・案内状、物産展に参加した県産品事業者の会社案内・商品の説明書などです。写真は、補助対象経費となる物品等（例；物産展の全体看板、会場の装飾など）、ブース、販売状況のスナップ、商品・製品の出展状況、会場風景を撮影したものを適宜添付してください。

【その他】

Q26 交付要綱第3条（1）において、補助金の交付の対象者（＝補助事業者）は、「令和2年4月から令和3年5月までの期間のうち、任意の2か月間の（中略）売上高（売掛金を含む。）が令和元年度同期比で50%以上減少した者」とありますが、「任意の2か月間」とはどのように考え、選択・比較すればよいですか。

A26 ①令和2年4月から令和3年5月までの任意で選択した計2か月間の売上高合計が、令和元年度（＝平成31年4月～令和2年3月／いわゆる“コロナ以前”）のうち、2か月間の売上高合計と比較し、50%以上減少していることが補助金交付の要件となります。

②「令和元年度同期比」とは、「任意の2か月間」は令和元年度の応当する2か月間と比較する”という意味であり、具体的には下記の例1、2のとおりです。

例1）連続する2か月間の比較

- ・令和3年4月及び5月の売上高合計と、平成31年4月及び令和元年5月の売上高合計を比較する。
- ・令和2年12月及び令和3年1月の売上高合計と、令和元年12月及び令和2年1月の売上高合計を比較する。

例2）連続しない2か月間の比較

- ・令和3年1月及び3月の売上高合計と、令和2年1月及び3月の売上高合計を比較する。
- ・令和2年11月及び令和3年2月の売上高合計と、平成元年11月及び令和2年2月の売上高合計を比較

③ “1か月間”の区切り・仕切りについて

- ・“1か月間”の範囲（カウント方法）は、例えば、当月の1日～末日まで、或いは当月の25日～翌月の24日までなど、仕入れ・支払いの条件、取引先との

商習慣、帳簿類の記帳・集計の都合等に基づくもので構いません（但し、令和元年度の2か月間との合理的な比較が可能であること）。

Q27 交付要綱第3条（1）の「令和2年4月から令和3年5月までの期間のうち、任意の2か月間の売上高（売掛金を含む。）」が確認できる書類には、所定の書式がありますか？ また、「県内に所在する店舗等」とは、どういう意味ですか？

A27 所定の書式は特にありません。例えば、売上台帳、請求書控、預貯金通帳、残高試算表、損益計算書、決算書、確定申告書控などにより、2か月間の売上高合計が令和元年度同期比50%以上減少していることが明らかである当該書類の写しを添付してください。また、任意の書式で作成した場合（例；手書き、ワード、エクセルなど）は、内容に相違ないことの文言及び日付、申請企業名と住所、代表者名の各記入と、捺印（会社印及び代表者の個人印）が必要です。

「県内に所在する店舗等」とは、物品の販売・飲食物の有料提供を事業目的として、県内に所在する施設を意味し、県内を巡るキッチンカーなどの移動販売車も含むという意味です。また、施設の一部が「売店」として利用され、当該「売店」事業の売上高が「50%以上減少」〔要綱第3条（1）〕している事実を確認できれば、同条（1）の申請要件を満たしていることとなります。

Q28 3日間の予定で開催する物産展が好評だった場合、最終日（3日目）の翌日から、同じ会場・同じ出店者にて、「第2回〇〇物産展」を開催する予定も立っています。この場合、2回分の補助金（最大2,000千円）を申請できますか？

A28 申請時に「第2回〇〇物産展」を別の物産展として申請していない限り、開催期間の延長（事業変更）に該当するため、1回（分）の開催となります。開催期間の延長については、様式第6号「新しい生活様式に対応した物産展開催支援補助金に係る補助事業変更交付申請書」を提出してください。

Q29 物産展を5回に分けて実施する場合、5回分の申請書類一式（合計5部）が必要ですか？

A29 そのとおりです。各回の物産展はその実施期間が異なるため、個々の開催・申請とみなし、個別に審査させていただきますので、それぞれの開催ごとに申請書類一式を添付してください。